

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・阿部 卓也 )

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県庁にて調査 / マスコミ関係者との意見交換		
年月日	令和7年10月2日~令和7年10月3日	金額	12920 円

目的 (該当項目に丸印)	部局事業ヒアリング・地元要望活動調査・会派内調整打合せ・政務活動資料の整理・その他調査 (マスコミ関係者との意見交換)
使途 (該当項目に丸印)	交通費・宿泊費・駐車料・その他
政務活動・ 県政との 関連性 (該当項目に丸印)	<ul style="list-style-type: none"> <li>議会・委員会等質問のため、関係部局の事業・主要施策等を確認する。</li> <li>地元要望に関連する部局の事業内容や取組方針・進捗状況などを確認する。</li> <li>確認した事業の課題内容や進捗状況を元に、議会・委員会等の質問に反映する。</li> <li>議案の審議に必要な情報として、県施策の状況を確認する。</li> <li>会派内で県施策等に関する検討を行い、意見の調整・集約を行う。</li> </ul>
<<領収書貼付枠>> 10/2 茨城県北IC → 藤枝IC 高速代 1360 県庁にて政務調査 夜 マスコミとの意見交換深夜にホテル宿泊 宿泊代 10200 10/3 県庁にて政務調査 藤枝IC → 茨城県北IC 高速代 1360	

案分の理由 全て政務活動にかかる ものである。	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	12920 円	10 / 10 100 %	12920 円

宿舎

291940

# 領収証

RECEIPT

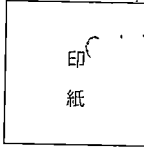
発行日 2025/10/02  
ISSUED

T 6080001001249

お名前 阿部 卓也 様  
NAME

領収金額 RECEIVED THE SUM OF ¥10,200

(上記金額には消費税が含まれております。)



HOTEL GARDEN SQUARE SHIZUOKA

T420-0852 静岡市葵区紺屋町11番地の1  
TEL.054-252-6500 FAX.054-252-8411

高速

## ご利用ありがとうございます。 利用証明書



NEXCO中日本お客さまセンター  
0120-922-229  
登録番号: T4180001056169

料金所(自) 浜松浜北  
料金所(至) 藤枝岡部  
25年10月 2日 13時20分

通行料金 ¥1,360-

(ETCクレジット) 車種 1  
※通行料金の消費税率は10%です。

取扱番号 A17510-020952-967235 (確)

※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。

## ご利用ありがとうございます。 利用証明書



NEXCO中日本お客さまセンター  
0120-922-229  
登録番号: T4180001056169

料金所(自) 藤枝岡部  
料金所(至) 浜松浜北  
25年10月 3日 14時50分

通行料金 ¥1,360-

(ETCクレジット) 車種 1  
※通行料金の消費税率は10%です。

取扱番号 A17510-030952-967937 (確)

※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。

整理番号 10 - 2

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・阿部 卓也)

経費項目	調査研究費・研修費・ <u>広聴広報費</u> ・懇談情報費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	ラジオによる県政報告		
年月日	令和 7 年 10 月 3 日 ~ 令和 年 月 日	金額	960 円

目的	コミュニティラジオを使った県政報告
使途	<u>交通費</u> ・ <u>駐車代</u> ・その他 ( )
政務活動・ 県政との 関連性	ラジオというツールで不特定多数の県民のみなさまに県政の実情を伝えることにより 県民の県政への関心を深める

<<領収書貼付枠>>

浜北駅 ↔ 新浜松  
 連続電車に往復  
 $380 \times 2 = 760$  円  
 浜北駅駐車代 200 円

**残高ご利用明細**

カード番号: [REDACTED]

残高履歴 (最新 20 件)

月日	時刻	乗車	運賃	降車	残額
10-3	20:30	新浜松駅	-380	浜北駅	*
10-3	18:30	浜北駅	-380	新浜松駅	*

[REDACTED]

2025.10.-3 20:35 浜北駅131発行  
遠州鉄道株式会社

なゆた浜北地下駐車場  
 TEL: 053-585-0611

(株) なゆた浜北  
 浜松市浜名区貴布祢3000  
 TEL 053-585-0611  
 登録番号 T4080401010066

領収証

精算機 #01	A 精算No.001125
発券機 #02	発券No.007603
入庫時刻	2025年10月 3日(金) 17:56
出庫時刻	2025年10月 3日(金) 20:38
駐車時間	2:42
駐車料金	A料金 200円
=====	
<b>合計</b>	<b>200円</b>
(内税10%対象額)	200円
現金領収額	200円
お預り	200円
お釣り	0円

またのご利用をお待ちしております。

案分の理由 全て政務活動にかかる ものである	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	960 円	10 / 10 100%	960 円

整理番号	10 - 3
------	--------



支出証拠書

( 会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・阿部 卓也 )

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要諫情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	参考書籍購入		
年月日	令和7年10月3日~令和 年 月 日	金額	3025 円

目的	県政、社会情勢に関する情報収集や施策研究の参考図書を購入
使途	書籍購入 (内訳は別紙参照)
政務活動・ 県政との 関連性	県政、社会情勢に関する情報を収集し、議会等の質問や県施策研究の参考にする。

《領収書貼付枠》

御芳名	阿部 卓也	様	<b>領収証</b>
金額	¥ 3 0 2 5	得意先コード	
	2025年 10月 3日 上記正に領収いたしました		内訳: 税率 税抜金額 ¥2,750 10% 消費税額 ¥275 税率 税抜金額 8% 消費税額 非課税商品額
但し	書籍代	浜松市中央区連尺町309-1 株式会社 谷島屋 代表取締役 斉藤 晋一郎 ☎(053)454-7765(代) FAX 454-745 登録番号 T 9080401005490	集金扱者印 
印紙			

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全政務調査にかかるとの	3025 円	10 / 10 100 %	3025 円

地経学とは何か

鈴木一人

旧来の地政学の考之に、経済安全保障の考之を又加しての如  
「地経学」。この「地経学」をいかに理解し、本県の経済界、産業界  
にもいかに役立つかに中々施策立案の参考として

稼の小国の戦略

岡山 健

1人あたりのGDP世界トップ10に日本よりも面積的に小国であ  
る国々を挙げてみる。これらの国の戦略は、平身で  
独自性を発揮し中々上を参考として之を考之

整理番号	10-4
------	------

支出証拠書

( 会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・阿部 卓也 )

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	参考書籍購入		
年月日	令和7年10月3日~令和	年月日	金額 6456 円

目的	県政、社会情勢に関する情報収集や施策研究の参考図書を購入
使途	書籍購入 (内訳は別紙参照)
政務活動・ 県政との 関連性	県政、社会情勢に関する情報を収集し、議会等の質問や県施策研究の参考にする。

<<領収書貼付枠>>

御芳名	阿部 卓也 様		領収証
金額	¥ 6456	得意先コード	
但し	2025年10月3日 上記正に領収いたしました 書籍代	内訳	税率 税抜金額 5869 10% 消費税額 587 税率 税抜金額 8% 消費税額 非課税商品額
印紙		株式会社 谷島屋 代表取締役 齊藤 晋一郎 〒(053)454-7765(代) FAX 454-745 登録番号 T 9080401005490	集金扱者印

案分の理由 全政務朝互 にかかるとのことで	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	6456 円	10 / 10 100 %	6456 円

コト壊滅

小口亮子

昨今のコト不足の要因を如何に分析理解可否のための  
参考として

2ちゃんねるから世界

石井下智 編

匿名掲示板のスタートは2ちゃんねるからである。こ  
の功罪を研究、分析して一冊。情報発信の政治への  
参考として

旅と観光の人類学

橋本和也

寺々への視点から観光を問う。一冊。  
観光政策立案の参考として

整理番号	10-5
------	------

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・阿部 卓也 )

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要諫情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費 <del>(事務費)</del> 事務所費・人件費		
内容	コピー機リース料 (2025年10月分)		
年月日	令和7年10月7日～	年 月 日	金額 7,425円

目的	—
使途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—
<<領収書貼付枠>> 口座引き落とし	

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
後援会活動と案分	14,850円	1/2	7,425円
		%	

領収証

領収証No.20251017-00354  
2025年10月17日 発行

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。  
下記金額を正に領収いたしました。

お客様名 ふじのくに県民クラブ 阿部 卓也 様

お問合せ番号 [REDACTED]

三菱HCBビジネスリース株式会社  
作成場所：東京都港区西船場1-3-1



ご契約者名 阿部 卓也

登録番号 T4-0100-0106-2159

領収金額	領収日
14850 円	2025年10月07日

振替(又はお振込)金融機関
金融機関名 支店番号 口座番号

※お客様の情報を保護するため、口座番号の一部を表示していません。

No	契約年月	契約番号	代表物件	当回数	残回数	税率	領収金額(税込)円	領収金額(税抜)円	消費税等額	
1	2023年03月	[REDACTED]	複合機	31	29	10%	14850	13500	1350	
2										
3										
4										
5										
6										
合計							14850 円	13500 円	1350 円	
							5%対象計	0	0	
							8%対象計	0	0	
							10%対象計	14850	13500	1350

【お知らせ】ご不明な点がございましたら、誠に恐れ入りますが表面のお問合せ先までご連絡を頂きますようお願い申し上げます。

当該回のリース料として  
※金額を訂正したものは無効とします。  
※再発行は致しません。

印紙税申告納付につき芝  
税務署承認済

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・阿部 卓也 )

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県庁にて調査 / 静岡経済人との意見交換		
年月日	令和7年10月9日~令和7年10月10日	金額	13000 円

目的 (該当項目に丸印)	部局事業ヒアリング・地元要望活動調査・会派内調整打合せ・政務活動資料の整理・その他調査 ( 静岡経済人との意見交換 )
用途 (該当項目に丸印)	交通費・宿泊費・駐車料・その他
政務活動・ 県政との 関連性 (該当項目に丸印)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議会・委員会等質問のため、関係部局の事業・主要施策等を確認する。</li> <li>・ 地元要望に関連する部局の事業内容や取組方針・進捗状況などを確認する。</li> <li>・ 確認した事業の課題内容や進捗状況を元に、議会・委員会等の質問に反映する。</li> <li>・ 議案の審議に必要な情報として、県施策の状況を確認する。</li> <li>・ 会派内で県施策等に関する検討を行い、意見の調整・集約を行う。</li> </ul>
<領収書貼付枠> 10/9 静岡経済人との意見交換 に 深夜におよび 宿泊 13000	

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	13000 円	10 / 10	13000 円
		100 %	

領 収 証

No 008959

ふじのくに県民クラブ 阿部貞也様

¥ 13,000-

但 1992年11月2日 現金で支払

内 訳	
消費税対象外	150
税率 10 %	税抜金額 11682
	消費税額 1168
税率 8 %	税抜金額
	消費税額

入金日 2025-10-9

※上記、正に領収いたしました。

ホテルオーレン

〒420-0034 静岡市葵区常盤町2丁目1番地の1

TEL:054-271-0001/FAX:054-271-0003

有限会社 新日邦 登録番号 T9080002018306

クレジット

現 金

コード決済

収 入  
印 紙

担当印



支出証拠書 (各種団体会費)

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 阿部卓也)

経費項目	調査研究費・研修費		
内 容	特定非営利活動法人ドットジェイピー議員会員 会費(2025.4~2025.9)		
年 月 日	令和7年10月10日	金 額	22,275

会の趣旨・目的	ドットジェイピーは若者の社会参画と若年投票率の向上を目的に、8・9月の2ヵ月間学生を対象としたインターンシッププログラムを実施し、政策コンテストを行っている。
会の活動内容等	会員として静岡大学情報学部1年生2人をインターン生として受け入れし、政務活動に同行するなどして社会勉強を行い、社会課題解決のための政策提言を検討している。
政務活動・県政との関連性	「AIだけでなく長寿の知恵! ものづくりでつなげる静岡」をテーマに「伝統産業の継承」、「高齢社会における健康寿命の延伸」を研究している。遠州織物の高付加価値化、地域コミュニティのあり方やICTを活用した高齢者への情報提供など、若者目線でさまざまな意見をもっている。

《領収書貼付枠》

会費 44,000 円 + 振込手数料 550 円

ご利用明細 三菱UFJ銀行

ご来店いただきありがとうございます。

このご利用明細は必ずお持ち帰りください。

年月日	取扱店番	お取引内容
071010		お振り込み
受付通番	銀行番号	支店番号
0038		
		お取引金額
*****		¥44,000*
*****		
お取扱い できない場合	残高	
10.01	振込手数料	おつり
	¥550*	¥6,000*

お振込先・お受取人  
ご依頼人

三菱UFJ銀行  
六本木支店  
普通 1603253  
トクヒト"ツツシ"エイビ-様  
アハ"タクヤ様

※ 添付書類：団体の会則・事業概要・その他 (団体概要、ドットジェイピー議員会員規約)

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
後援会活動への参加も 考えられるため	44,550 円	1/2 50%	22,275

# 領収証

阿部 卓也 様

NO. 55373

¥ 44,000-

但し 議員会費として  
令和7年10月10日 上記の金額正に領収いたしました

内消費税 ¥4,000-  
現金   
小切手

特定非営利活動法人ドットジェ

〒102-0083 東京都千代田区麹町2-10-2 プレミアムオ



## 「私もできる」を、私達がつくる。

思い込みでも、勘違いでもいい。この国を、世の中を、もっとよくしたい、  
その気持ちと行動さえあれば、誰だって世界を変える立役者になれる。

だから、ドットジェイビーはつくりたい。

各界のスペシャリストや仲間とつながることで、「私もできる」と思える、たくさんの瞬間を。

そして、あなたが世の中の課題を改善へと導く未来を。

期待してほしい、想像を超えていく自分に。



ドットジェイビーは、若者の社会参画と若年投票率の向上を目的として活動するNPO法人です。全国34拠点で約500人の大学生スタッフを中心となり、春期（2月～3月）と夏期（8月～9月）の年2回、学生を対象としたインターンシッププログラム（議員・グローバル・NPO）を提供し、また若年層向け政策コンテストを実施しています。

これまでのインターンシッププログラム参加者数は、議員事務所のべ2,944事務所、大使館やNPOなど996機関、学生のべ46,454名となっています。（※2025.3.31.現在）

なお、ドットジェイビーは中立的な団体であり特定の政党を支持するものではありません。

団体名称	特定非営利活動法人ドットジェイビー
通常表記	NPO法人ドッドジェイビー
英文表記	Dot-jp Nonprofit Organization
創業	1998年2月14日
法人設立	2000年11月22日

## 事業内容

---

1. インターンシップ・コーディネート事業
2. 地域活性化に関する諸フォーラム・セミナーの開催
3. 広報事業

## 目的

---

- ・大学生を主とした不特定多数の人に、衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長（以下「議員」という。）、特定非営利活動法人など各種団体、行政機関および駐日外国公館などの公的団体のもとでのインターンシップを通じて実務研修を行わせ、もって社会学習の機会を付与し、社会教育の推進を図ること。
- ・国民の社会に対する興味を喚起し、もって議員選挙の投票率の向上を図ること。

前記の目的を達成するため、以下の種類の特定非営利活動を行う。

1. 社会教育の推進を図る活動
2. 情報化社会の発展を図る活動

## 所在地

---

〒102-0083 東京都千代田区麹町2-10-2 プレミアムオフィス麹町 304

[Google Map](#)

TEL0120-098-214（平日：月～金・10:00~17:00）

FAX03-6272-3556

# 特定非営利活動法人ドットジェイピー議員会員規約

## 第1条 (総則)

本規約は、特定非営利活動法人ドットジェイピー（以下「ドットジェイピー」といいます）の議員会員資格、入会手続き、議員会員費、議員会員の内容、その他ドットジェイピーと議員会員に関する事項を規定します。

## 第2条 (議員会員)

1. 本規約において、議員会員とは、ドットジェイピーの目的に賛同し、その発展に協力するため、議員インターンシッププログラムに参加する目的でドットジェイピーに入会した、衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長をいいます。
2. 議員会員資格の有効期間は半年とし、春期が10月1日から翌年3月31日まで、夏期が4月1日から9月30日までとします。
3. 議員会員は、本規約を遵守する義務を負います。

## 第3条 (議員会員区分)

議員会員の会員区分は次の通りとします。

- (1) 衆議院議員会員・参議院議員会員 : 衆議院議員または参議院議員の職にある議員会員 (2) 都道府県議会議員会員 : 都道府県議会議員の職にある議員会員
- (3) 政令指定都市議会議員会員 : 政令指定都市議会議員の職にある議員会員 (4) 市区町村議会議員会員 : 市区町村議会議員の職にある議員会員
- (5) 首長会員 : 都道府県または市区町村の長の職にある議員会員

## 第4条 (入会手続)

1. 議員会員となろうとする者は、所定の申込書を提出し、ドットジェイピーに対し、入会の申込みを行います（以下当該申込みをした者を「申込者」といいます）。
2. ドットジェイピーは、前項の申込書を受領後、申込者の入会を承認するか否かを検討し、承認する場合には、当該申込者を議員会員名簿に登録します。なお、ドットジェイピーは、申込者の入会を承認しない場合、その理由について一切開示義務を負いません。
3. 申込者は、前項の議員会員名簿に登録されたとき、議員会員資格を取得し、ドットジェイピーに入会します。
4. 議員会員が第6条第1項記載の議員会員費を納入したとき、ドットジェイピーは、議員会員に対し、会員証明書を送付します。

## 第5条 (議員インターンシッププログラム)

1. 議員会員は、議員インターンシッププログラムに参加することができます。
2. 議員インターンシッププログラムとは、ドットジェイピーが、議員等のもとで実務研修を希望する学生に、当該学生の受入れを希望する衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長を紹介して、学生に研修の機会を与え、もって社会学習の機会を付与するとともに（以下当該機会を得て議員インターンシッププログラムに参加した学生を「インターン生」といいます）、政治に対する国民の興味を喚起し、社会教育の推進を図ることを目的として、特定の政治団体、宗教団体等の支援をすることなく行う議員インターンシップ活動をいいます。
3. 議員インターンシッププログラムは、春期2月1日から3月31日まで、夏期8月1日から9月30日までとします。
4. 議員インターンシッププログラムの期間中に議員会員が選挙を行う場合の議員インターンシッププログラムの取扱い等については、ドットジェイピーが別途定めるところに従うこととします。

## 第6条 (議員会員費)

1. 議員会員費は、会員区分に従い、次の通りとします。なお金額は半年間分の額となります。
  - (1) 衆議院議員会員・参議院議員会員 : 金 55,000 円 (税込)
  - (2) 都道府県議会議員会員 : 金 44,000 円 (税込)
  - (3) 政令指定都市議会議員会員 : 金 44,000 円 (税込)
  - (4) 市区町村議会議員会員 : 金 33,000 円 (税込)
  - (5) 首長会員 : 金 55,000 円 (税込)
2. 議員会員は、インターン生の受入れを決定した後速やかに、ドットジェイピーに対し、別途定めるところに従って議員会員費を納入しなければなりません。
3. ドットジェイピーは、退会、議員会員資格の停止、その他理由の如何を問わず、受領した議員会員費を返還しません。

## 第7条 (遵守事項)

1. 議員会員は、ドットジェイピーに入会したことにより知り得た、ドットジェイピーに関する情報、ドットジェイピーの会員及び職員に関する情報、インターン生に関する情報、その他一切の情報を、ドットジェイピーの議員会員として使用するのに必要な範囲を超えて使用してはならず、また第三者に開示または漏洩してはけません。議員会員が、議員会員資格を喪失した後も同様とします。
2. 議員会員は、当該議員会員のもとで議員インターンシッププログラムに参加したインターン生に対し、100

時間以上320時間以内で、研修を受けさせなくてはなりません。ただし、議員インターンシッププログラムの期間が議員会員の選挙期間と重なった場合等、やむを得ない事情が存する場合は、この限りではありません。

3. 当該インターン生が行った未来事業プログラム（議員インターンシッププログラムと合わせてドットジェイピーが提供するプログラムを意味します）の活動時間は前項の研修時間に含まれるものとします。ただし、ドット

1

## 特定非営利活動法人ドットジェイピー議員会員規約

ジェイピー及び議員会員の協議により、異なる扱いをすることができるものとし、この場合、その旨をドットジェイピー又は議員会員からインターン生に対し、所定の方法により通知することとします。4. 議員会員は、インターン生に対し、報酬、食事代または交通費等の実費、その他名目の如何を問わず一切の金 銭を交付してはいけません。

5. 議員会員は、議員インターンシッププログラム期間中、ドットジェイピーの許可無く、インターン生にアルバイトを行わせてはいけません。

6. 議員会員は、議員インターンシッププログラム期間中、インターン生に、他の議員事務所においてインターンシップ活動を行わせようとする場合には、事前に、インターン生を通して、ドットジェイピーに対しその旨届け出させなくてはなりません。

7. 議員会員は、誠実に議員インターンシッププログラムに参加しなければならず、ドットジェイピー、ドットジェイピーの会員及び職員、インターン生、その他ドットジェイピーの関係者の名誉、社会的信用等を害する行為をしてはいけません。

8. 議員会員は、インターン生に対し、入会申込みの際にドットジェイピーに提出した「インターンシップエントリーシート」の「インターンシップに関する情報」欄に記載した研修内容を行わせなければなりません。9. 議員会員は、ドットジェイピーに入会したことにより知り又は知り得た、ドットジェイピーの会員及び職員に関する情報、インターン生に関する情報などを用いて、ドットジェイピーを介さずにドットジェイピーの会員及びインターン生（その候補者を含む）に独自に接触してはいけません。なお、議員会員が、議員会員資格を喪失した後も同様とします。

但し、議員会員への受入が確定したドットジェイピーの会員及びインターン生（その候補者を含む）であって、議員会員が当該学生に対して直接の連絡をとることをドットジェイピーが承諾した場合にはこの限りではありません。

### 第8条（退会）

1. 議員会員は、電子メールまたは書面により、ドットジェイピーに対し退会の意思表示をすることにより、いつでも退会をすることができます。

2. 前項の場合、議員会員は、当該退会の意思表示がドットジェイピーに到達したとき退会し、議員会員資格を喪失します。但し、その場合においても第6条に定める議員会員費の支払義務が消滅するものではありません。3. 議員会員が、辞職、衆議院の解散その他の事由により議員等の職を失った場合、当該議員会員は、当然にドットジェイピーを退会したものとします。

### 第9条（議員会員資格の停止）

1. 申込者または議員会員が、以下のいずれかの事由に該当する場合には、ドットジェイピーは、入会を承認せず、また、入会後であっても議員会員資格を停止する場合があります（なお、申込者の入会を承認するか否かは、ドットジェイピーの自由な判断に基づくものであり、以下の事由に該当しない場合であっても、ドットジェイピーは、申込者の入会を承認しないことができます。）。

(1) 虚偽の事実を述べた場合

(2) 議員会員費、その他ドットジェイピーが定める諸費用の支払いを遅滞し、ドットジェイピーが相当期間を定めて催告したにもかかわらず、当該期間内に支払わない場合

(3) 本規約、その他ドットジェイピーが定める諸規程に違反した場合

(4) ドットジェイピー、ドットジェイピーの会員または職員、インターン生、その他のドットジェイピーの関係者等に損害を及ぼした場合または及ぼす虞がある場合

(5) ドットジェイピー、ドットジェイピーの会員または職員、インターン生、その他ドットジェイピーの関係者等の名誉または信用を傷つける行為をした場合

(6) 公序良俗に反する行為、犯罪行為、特定の思想または宗教団体や組織への勧誘またはそれに類似する行為（物品の販売等を含みます）、その他法令に違反する行為を行った場合または行う虞がある場合 (7) 破産手続もしくは民事再生手続が開始された場合、または後見開始、補佐開始もしくは補助開始の審判を受けた場合

(8) 議員会員資格を与えるにふさわしくない行状があった場合

(9) その他、ドットジェイピーの議員会員資格を与えることが適当でない場合

2. 前項により議員会員資格を停止する場合には、ドットジェイピーは、その旨当該議員会員に対し通知します。なお、当該通知は、電子メール又は書面により行うものとします。

3. 議員会員は、前項に定める議員会員資格停止の通知により、議員会員としての全ての権利を喪失するものとします。

### 第10条（著作権等）

議員会員は、ドットジェイピーが提供するテキスト、ソフトウェア、音楽、音声、写真、グラフィックス、ビデオ

オ、ページレイアウト、デザイン等一切のものについて、ドットジェイピーが特に認めた場合を除き、ドットジェイピーがそれらの著作権、商標権、サービスマークに関する権利、特許権、所有権その他一切の権利を有していることを承認するものとします。

#### 第11条 (変更の届出)

1. 議員会員は、住所、連絡先その他の届出事項に変更を生じた場合、電子メールまたは郵便にて、速やかにドットジェイピーに対し、その旨届け出るものとします。
2. 前項の届出の懈怠により、ドットジェイピー、インターン生または第三者等に損害を与えた場合、議員会員は、その損害を賠償するものとします。

2

## 特定非営利活動法人ドットジェイピー議員会員規約

3. 第1項の届出の懈怠により、議員会員に何らかの不利益が生じた場合であっても、ドットジェイピーは一切責任を負わないものとします。

#### 第12条 (トラブル等)

1. 議員会員は、インターンシッププログラムに関連して、ドットジェイピーの責めに帰すべき事由によらずインターン生またはその他の第三者との間で、事故、紛争、その他のトラブルが生じた場合、理由の如何を問わず、直ちにドットジェイピーに報告を行うものとし、ドットジェイピーの指示の下、自己の費用でこれを解決するものとし、ドットジェイピーに対し、何らの負担をかけないものとします。
2. 議員会員は、インターン生またはその他の第三者から、何らかの損害を被った場合であっても、ドットジェイピーの責めに帰すべき事由による場合を除き、ドットジェイピーに対し、名目の如何を問わず、何らの請求もできないものとします。

#### 第13条 (損害賠償義務)

1. 議員会員は、故意または過失により、ドットジェイピー、ドットジェイピーの会員または職員、インターン生、その他ドットジェイピーの関係者に対し、損害を生じさせた場合には、これらの者が被った損害を賠償しなければなりません。
2. 議員会員の事情により、インターン生が議員インターンシッププログラムに参加することができなくなった場合または継続が困難となった場合、当該議員会員は、インターン生がドットジェイピーに対し支払った参加費等一切の費用を、ドットジェイピーに支払うものとします。

#### 第14条 (地位の譲渡等の禁止)

議員会員は、議員会員たる地位を第三者に譲渡できないものとし、議員会員たる地位または権利に対して質権等一切の担保権を設定できないものとします。

#### 第15条 (その他)

1. ドットジェイピーは、議員会員の議員インターンシッププログラムの活動状況等を、同意を得て、写真またはビデオ撮影することができるものとします。
2. ドットジェイピーは、議員会員の氏名、会員区分(議員又は首長の区分)、所属政党、役職、経歴、写真及びビデオ等を、同意を得て、ドットジェイピーのホームページ、パンフレット、雑誌、新聞、活動報告書等、社内及び社外向け広報活動に用いることができるものとします。
3. ドットジェイピーは、ドットジェイピーホームページから議員会員のホームページへリンクさせることができるものとします。
4. ドットジェイピーは、議員会員に対し、ドットジェイピーのオフィシャルメールマガジン、活動報告、イベントの告知、アンケート等を配信または配布することができるものとします。なお、議員会員が、当該身分を失った後も同様とします。
5. ドットジェイピーは、議員会員に対し、ドットジェイピーが適当と認めた第三者の宣伝広告またはアンケート等を配信または配布できるものとします。なお、議員会員が、当該身分を失った後も同様とします。

#### 第16条 (規約の変更)

ドットジェイピーは、議員会員に通知することにより本規約を変更することができます。当該変更後、議員会員が議員インターンシッププログラムの利用を継続した場合は、議員会員は当該変更に同意したものとみなします。

#### 第17条 (協議)

本規約に定めのない事項または本規約についてドットジェイピーと議員会員との間で解釈を異にした事項については、双方誠意をもって友好的に協議のうえ解決するものとします。

#### 第18条 (管轄裁判所)

ドットジェイピーと議員会員との間で生じた紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

以上

附則

本規定は、平成26年4月1日より施行するものとします。

平成26年7月1日 改訂・適用

平成27年3月1日 改訂・適用

平成29年3月1日 改訂・適用

平成30年3月1日 改訂・適用

平成31年3月1日 改訂・適用

令和元年10月1日 改訂・適用

令和2年4月1日 改訂・適用

支出証拠書

( 会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・阿部 卓也 )

経費項目	調査研究費・研修費・広報費・聴取費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	参考書籍購入		
年月日	令和7年10月11日~令和 年 月 日	金額	2969 円

目的	県政、社会情勢に関する情報収集や施策研究の参考図書を購入
使途	書籍購入 (内訳は別紙参照)
政務活動・ 県政との 関連性	県政、社会情勢に関する情報を収集し、議会等の質問や県施策研究の参考にする。

《領収書貼付枠》

昆虫食と文明 D-W テーブル  
 現在世界の食糧難を救う手立てのひとつとして昆虫食が注目されている  
 この現状や持続可能性について知るための参考として

領収書  
 阿部 卓也 様  
 領収日 2025年10月11日  
 領収書No. 0011439537  
 (伝票 No. 0011439537 )  
 ￥2,969-  
 (内 (10%) 税抜 ￥2,700- 消費税 10% ￥269-)  
 (内 (8%) 税抜 ￥0- 消費税 8% ￥0-)  
 上記消費税 269円を含みます  
 注) §は軽減税率(8%)適用商品  
 クレジットカード払いによる支払 ( ￥2,969- )  
 但し、書籍代として  
 上記正に領収いたしました 扱者 0007  
 谷島屋 サンストリート浜北店 053-584-3025  
 静岡県浜松市浜名区平口2861 登録番号 19080401005490

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務調査に 係りものである	2969 円	10 / 10 100 %	2969 円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・阿部 卓也 )

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県庁にて調査 /		
年月日	令和7年10月20日~令和 年 月 日	金額	4960 円

目的 (該当項目に丸印)	部局事業のアリリング・地元要望活動調査・会派内調整打合せ・政務活動資料の整理・その他調査 ( )
使途 (該当項目に丸印)	交通費・宿泊費・駐車料・その他
政務活動・ 県政との 関連性 (該当項目に丸印)	<ul style="list-style-type: none"> <li>議会・委員会等質問のため、関係部局の事業・主要施策等を確認する。</li> <li>地元要望に関連する部局の事業内容や取組方針・進捗状況などを確認する。</li> <li>確認した事業の課題内容や進捗状況を元に、議会・委員会等の質問に反映する。</li> <li>議案の審議に必要な情報として、県施策の状況を確認する。</li> <li>会派内で県施策等に関する検討を行い、意見の調整・集約を行う。</li> </ul>

《領収書貼付枠》

浜松周辺(印) 駐車料 300  
 新幹線 浜松↔静岡 往復 4660

案分の理由 全て政務活動にかかる ものである。	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	4960 円	10 / 10 100 %	4960 円

かじプラ第3パーキング

登録番号:T1080401000202

領収証

精算機 #01 A 精算No.000127  
発券機 #02 発券No.064822  
入庫時刻 2025年10月20日(月) 12:58  
出庫時刻 2025年10月20日(月) 19:42  
駐車時間 6:44  
駐車料金 A料金 600円  
払1店080 3枚 -300円  
=====  
合計 300円  
現金領収額 300円  
お預り 300円  
お釣り 0円  
上記合計金額は消費税率10%対象です。  
またのご利用をお待ちしております。

領収書

Receipt 様  
領収年月日 2025.10.20 登録番号: T3180001031569  
金額 ¥4,660 (消費税等込み) 税10%

[クレジット扱い]

購入商品 JR乗車券類  
(00035 4枚)  
東海旅客鉄道株式会社  
浜松駅MV8発行 10036-02

印紙税申告納  
付につき名古屋中村  
税務署承認済

お客様控

クレジットカードご利用票 / CREDIT CARD SALES SLIP R479

会社名・会員番号 [REDACTED] 有XX-XX  
取引内容:お買上 支払区分: - 括 IC (JR東海)  
承認番号:004345ATC0051 800 ¥4,660

商品名: 自由席券 4枚(冊)

10月20日 浜松→静岡 乗車券込み 他

乗車変更や払戻しの取扱箇所、内容、方法等に制限があります。

払戻しの際は購入時のカードをお持ちください。

Mastercard [REDACTED]  
2025.10.20 00035-01

この控は大切に保存してください。  
浜松駅MV8発行

## 支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・阿部 卓也 )


経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・ <del>事務所費</del> ・人件費		
内 容	事務所家賃 (2025年11月分)		
年 月 日	令和7年10月20日～	年 月 日	金 額 30,220 円

目的	—
使 途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—

《領収書貼付枠》  
家賃 60,000 円  
振込手数料 440 円

**キャッシュサービスご利用枠**

毎度ご利用いただきありがとうございます

 **浜松いわた信用金庫**

お取引日	07-10-20	取扱金庫・店番	機番	取扱通番
お取引内容	お振込			
お取引金額	¥60,000*			
お取引後残高	¥0			
手数料	¥440	お取引	硬貨	¥550
時刻	11:27	お取引	おつり	¥110

浜松磐田信用金庫  
駅南支店  
イトウタケミ様

普通 0:00-2:00 9:41-6  
システムメンテナンス中 7:00-7:45 休  
TEL 053-582-1400

印紙税申告納付につき浜松西  
税務署承認済

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
後援会活動と案分	60,440 円	1/2	30,220 円
		50 %	

整理番号 10-11

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・阿部 卓也)


経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県庁にて調査 / 戦没者追悼式参列、世界お茶まつり視察		
年月日	令和7年10月23日	~令和 年 月 日	金額 4160 円

目的 (該当項目に丸印)	部局事業ヒアリング・地元要望活動調査・会派内調整打合せ・政務活動資料の整理・その他調査 (戦没者追悼式参列、世界お茶まつり視察)
使途 (該当項目に丸印)	交通費・宿泊費・駐車料・その他
政務活動・ 県政との 関連性 (該当項目に丸印)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議会・委員会等質問のため、関係部局の事業・主要施策等を確認する。</li> <li>・ 地元要望に関連する部局の事業内容や取組方針・進捗状況などを確認する。</li> <li>・ 確認した事業の課題内容や進捗状況を元に、議会・委員会等の質問に反映する。</li> <li>・ 議案の審議に必要な情報として、県施策の状況を確認する。</li> <li>・ 会派内で県施策等に関する検討を行い、意見の調整・集約を行う。</li> </ul>

《領収書貼付枠》

ご利用ありがとうございます。

### 利用証明書



NEXCO中日本お客さまセンター  
0120-922-229  
登録番号：T4180001056169

料金所(自) 浜松SAスマート  
料金所(至) 新静岡  
25年10月23日 9時41分

---

通行料金 ¥2,030-


(ETC/レゾット) 車種 1  
※通行料金の消費税率は10%です。

取扱番号  
A19510-232428-838132 (確)

※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。

ご利用ありがとうございます。

### 利用証明書



NEXCO中日本お客さまセンター  
0120-922-229  
登録番号：T4180001056169

料金所(自) 新静岡  
料金所(至) 浜松SAスマート  
25年10月23日 16時33分

---

通行料金 ¥2,030-

(ETC/レゾット) 車種 1  
※通行料金の消費税率は10%です。

取扱番号  
A19510-232428-838835 (確)

※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。

領収証

グランシップ 駐車場  
 公益財団法人 静岡県文化財団  
 TEL (054)203-5710

入車日時 2025年10月23日 14時48分  
 精算日時 2025年10月23日 15時27分  
 No.01-001855 券No.02-092783

駐車料金 (利用者) 100円  
 料金計 100円  
 投入現金 100円  
 釣銭額 0円

全て消費税10%適用対象  
 登録番号：T7-0800-0500-1442  
 公益財団法人 静岡県文化財団

案分の理由 全て政務活動にかかる ものである。	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	4160 円	10 / 10 100 %	4160 円

支出証拠書

( 会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・阿部 卓也 )

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	参考書籍購入		
年月日	令和7年10月26日	~ 令和 年 月 日	金額 2750 円

目的	県政、社会情勢に関する情報収集や施策研究の参考図書を購入
使途	書籍購入 (内訳は別紙参照)
政務活動・ 県政との 関連性	県政、社会情勢に関する情報を収集し、議会等の質問や県施策研究の参考にする。
《領収書貼付枠》	



株式会社アマノ  
登録番号: T6080401000313

アマノ有玉店  
053-434-9373

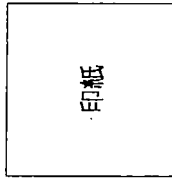
店No: レジNo:0002  
2025年10月26日(日) 16時52分

領収証

阿部 卓也 様

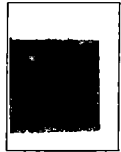
合計 ¥2,750  
 (税率10%対象 2,750)  
 (税率 8%対象 0)  
 (内消費税等10% 250)  
 (内消費税等 8% 0)  
 (非課税対象 0)

但し 書籍代として  
 売上レシートNo. 020364756  
 上記正に  
 領収いたしました



現金以外支払  
 クレジット  
 ¥2,750

アマノ有玉店  
 静岡県浜松市中央区有玉北町1833-1  
 TEL:053-434-9373



《保管上のお願い》  
 内側に折って保管して下さい

レシートNo:020364757  
 扱:008 費8

案分の理由 全 政務調査に伴 ものびびり	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	2750 円	10/10 100 %	2750 円

地域戦略の考え方

宮崎雅人

地域課題の掘り下げや対応策としての取り組みがT=1について  
検証した一冊。今後の取り組みがT= 政策立案の参考として

むすびKPI

岩田 幸弘

KPIを「成果が生まれた理由」のT=1に使う。

とあることで成果のむすびがむすびT=1にはどの数字が  
必要なのかと割りT=1にKPI=1に使うには どの解説書  
「決算」にKPI=1の参考として



支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・阿部 卓也)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	袋井経済人との意見交換		
年月日	7年10月27日~	年月日	金額 840 円

目的	袋井経済人との意見交換
使途	高速代
政務活動・ 県政との 関連性	現場の状況を把握し、意見交換の内容等を参考に 施策立案に活用

《領収書貼付枠》

<p>ご利用ありがとうございます。</p> <p><b>利用証明書</b></p>  <p>NEXCO中日本お客さまセンター 0120-922-229 登録番号：T4180001056169</p> <p>料金所(自) 浜松 料金所(至) 袋井 25年10月27日 11時26分</p> <hr/> <p>通行料金 ¥420-</p> <hr/> <p>(ETCカード) 車種 1 ※通行料金の消費税率は10%です。</p> <p>取扱番号 A20510-278146-802635 <b>確</b></p> <p>※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。</p>	<p>ご利用ありがとうございます。</p> <p><b>利用証明書</b></p>  <p>NEXCO中日本お客さまセンター 0120-922-229 登録番号：T4180001056169</p> <p>料金所(自) 袋井 料金所(至) 浜松 25年10月27日 14時 5分</p> <hr/> <p>通行料金 ¥420-</p> <hr/> <p>(ETCカード) 車種 1 ※通行料金の消費税率は10%です。</p> <p>取扱番号 A20510-278146-804136 <b>確</b></p> <p>※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。</p>
---	--

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	840 円	10/10 100 %	840 円

支出証拠書


(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・阿部 卓也 )

経費項目	調査研究費・研修費・ <del>公聴会費</del> ・要請情報費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	郵送代 (2025年 9月後納分)		
年月日	令和7年9月1日 ~ 令和7年9月30日	金額	13,640円

目的	政務活動・県政レポート送付に係る郵送代
使途	郵送代
政務活動・ 県政との 関連性	政務活動に関する資料のやり取りや県政レポートを通して県の政策や取り組みについて意見聴取など行う

《領収書貼付枠》

ご利用明細票

お取扱日	店番	取扱番号
07-10-27		
取扱店	ハマキタミヤク	
払込口座	00180-3	901196
払込金額	*13,640	料金 *0
		
振替受付票		
払込みの証拠となるものですから大切に保存して下さい。		
料金には、消費税等が含まれています。(ゆうちょ銀行)		
入金額	*20,040	
おつり	*6,400	
商品のご案内のため郵便局では個人情報利用同意をお願いしています		

印紙税申告納付につき趣町税務署承認済

案分の理由 全て政務活動に係るものである。	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	13,640円	100%	13,640円

434-0004  
静岡県浜松市 浜北区宮口460-6

阿部卓也静岡県議会議員事務所

様

0013073# C13

郵便物の返還先  
浜北郵便局

434-8799  
静岡県浜松市浜名区横須賀910

053-586-4511

請求書 (Bill)

阿部卓也静岡県議会議員事務所

様

日本郵便株式会社



登録番号: T101000112577

平素は、格別のお引き立てに預かり、誠にありがとうございます。  
料金後納のご利用額につき、下記のとおりご請求させていただきます(ご利用明細はWebでご参照願います。)  
お支払に際しては必ず同封の払込取扱票をご使用いただき、最寄りの郵便局またはゆうちょ銀行でお振込みください。  
(※)2023年10月以降は、ご請求額が100円未満でも請求書を発行させていただきます。

【お問合せ先】  
浜北郵便局  
電話: 053-586-4511

ご請求番号 (Billing ID)	ご請求額(税込) (Charge)	お支払期限 (Due Date)	発行日 (Date of Issue)				
	13,640 円	2025年 10月 31日	2025年10月 6日				
ご請求の内訳 (Billing Details)	ご請求番号	消費税率等 (税込)	消費税等	修正前期間計(税込)	修正前消費税等	修正後期間計(税込)	修正後消費税等
2025/09/30締め利用額		10%	13,640円	(1,240円)			

「犯罪による収益の移転防止に関する法律」(平成19年法律第22号)により、10万円を超える額をお支払の際には、ご利用金融機関の窓口において、お客さまご本人のお名前、ご住所生年月日が記載された公的書類(運転免許証、登記事項証明書等)をご提示いただくことが必要となります。  
(詳しくは最寄の郵便局またはゆうちょ銀行にお問合せください)。なお、お支払期限までにお支払いいただけない場合、その期限の翌日から年14.5%の延滞利息をお支払いいただきます。

支出証拠書

( 会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・阿部 卓也 )

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・選挙情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	新聞購読料		
年月日	令和7年10月1日~令和7年10月31日	金額	3,300円

目的	県政、社会情勢に関する情報収集
使途	10月分静岡新聞購読料
政務活動・ 県政との 関連性	県政等の情報を収集し、政策や質問の参考にする。

《領収書貼付枠》

領収証 (口座振替)

支店 区域 順路 No. 振  
01 008 091 [ ] 阿部 卓也 様

品名	部数	金額(円)	備考	領収金額 (含消費税)
※静岡新聞	1	3,300		3,300 円
10%対象 8%対象	0 3,300	(内消費税 0) (内消費税 244)		2025 年 10 月分 領収致しました。(引落日) 2025 年 10 月 27 日

ネクサス株式会社  
浜松市浜名区小松484



登録番号: T7080402015458

ミサニ オフショ  
0120-32-0843



ご購入ありがとうございます。本証はご保存下さい。金額その他を訂正したものは無効です。

案分の理由 全て政務調査に 係りためです	領収書金額(a) 3,300円	案分率(b) 10 / 10 100%	政務活動費支出額(a×b) 3,300円
----------------------------	--------------------	---------------------------	-------------------------

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・阿部 卓也 )

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費 <del>事務費</del> 事務所費・人件費		
内容	インターネット接続料 (2025年10月分) (NTTドメイン取得用)		
年月日	令和7年9月1日～ 7年9月30日	金額	1,760円

目的	—
使途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—

《領収書貼付枠》

**領収証 (Receipt)**

ご請求番号  
[REDACTED]

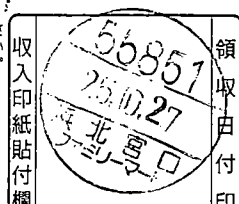
お客さま氏名  
阿部 卓也 様

金額  
2025年10月分  
¥3,520

うち、消費税相当額  
¥320

NTTドコモビジネス株式会社  
ビルディングカスタマセンタ  
料金お問合せ先  
0120-047128

収入印紙貼付欄  
郵便局は収入印紙不要  
(お客さま)



領収印付印

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
後援会活動と案分	3,520円	1/2	1,760円
		50%	



434-0004

静岡県浜松市

阿部 卓也 様



\*1025-1-0151-R1-9325\*



ビルングカスタマセンタ

TEL 0120-047128  
791-8013  
松山市山越3丁目15番15号  
NTT山越ビル

社用 05490 05490 00  
コード

NTTドコモビジネス料金請求書  
(NTT DOCOMO BUSINESS-Bill)



2025年10月20日発行

日ごろ、NTTドコモビジネスをご利用いただきましてありがとうございます。  
裏面のお支払い場所にこの請求書をご持参のうえ、お支払いください。

適格請求書等保存方式(インボイス制度)について

弊社の適格請求書はビルングステーションからダウンロードいただけます。  
ビルングステーションお申し込み方法など詳しくはこちら

[www.ntt.com/billing/invoice](http://www.ntt.com/billing/invoice)

料金お問合せ先 ※電話番号はお間違えのないようご注意ください  
ビルングカスタマセンタ [www.ntt.com/b-charge](http://www.ntt.com/b-charge)  
0120-047128 受付時間 (平日) 9:00~17:00

ご請求番号	ご請求年月	ご請求額 (Charge)	お支払期限 (Due Date)
[REDACTED]	2025年10月分	3,520円	2025年10月31日
ご請求の内訳	金額 (円)	お知らせ	
10%対象請求額 (税込)	3,520	NTTドコモビジネス株式会社: T7010001064648	
ご請求額合計	3,520	うち消費税等: 320円	

●お支払期限後に支払われた場合は、年14.5%(1日当たり約0.04%)の延滞利息をお支払いいただく場合もあります。

↓下の部分を切り取り、裏面の各お支払場所にてお支払い願います。



支出証拠書

10/27 (会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・阿部 卓也)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ <u>事務費</u> ・事務所費・人件費		
内容	自動車リース料 (10月分)		
年月日	令和7年10月1日~令和7年10月31日	金額	55,567 円

目的	政務活動を行うための自動車リース
使途	自動車リース料
政務活動・ 県政との 関連性	政務活動に伴う移動手段としての車の使用
<p>《領収書貼付枠》</p> <p>リース代 (55,567 円) から下記の通り走行距離によって案分する</p> <p>10月の全走行距離 = 1622 km...①</p> <p>うち政務活動関連分 = 1622 km...②</p> <p>※走行距離は令和7年10月 整理番号10-19参照</p> <p>②/① = 1622 / 1622</p> <p>案分率は 100 %</p> <p>55,567 円 × 100 % = 55,567 円</p>	

案分の理由 走行距離により案分 する	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	55,567 円	10 / 10 %	55,567 円

領 収 証

No 059622

阿部 卓也 殿

令和 7 年 10 月 27 日

金 額			4	5	5	5	6	7	円
-----	--	--	---	---	---	---	---	---	---

(10%対象税抜金額 450515 - 消費税 45050 -)

但し車利リース料

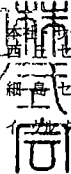
銀行振込 現金 455567 - 手 形

小切手 値 引

上記の通り領収致しました



新車・中古車・販売  
車検・点検・钣金・保険



ビス工場 〒433-8116 浜松市中央区西丘町205-1  
 TEL (053) 430-6001(代)  
 FAX (053) 430-6002  
 細島セ ンター 〒435-0045 浜松市中央区細島町1-7  
 TEL (053) 463-1102  
 イハツ三方原 〒433-8105 浜松市中央区三方原町897-5  
 TEL (053) 438-5858

クリーンカープラザ

株式会社

イーグル

登録番号 T8080401000077



係 印



支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・阿部 卓也)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請精等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・ <del>事務所費</del> ・人件費		
内容	事務所電気代 (2025年9月分)		
年月日	令和7年8月20日～	7年9月17日	金額 3,254円

目的	—
使途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—

《領収書貼付枠》

期間：2025年8月20日～2025年9月17日

ご利用明細票

お取扱日	店番	取扱番号
07-10-27		
取扱店	ハマキタミヤグチ	
払込口座	00100-5	900116
払込金額	*6,509	料金 *0
振替受付票	振替受付票	
振替額	6,509	
入金額	*6,600	
おつり	*91	

商品のご案内のため郵便局では個人情報  
情報の利用同意をお願いしています

印紙税申告納  
付につき廻町  
税務署承認済

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
後援会活動と案分	6,509円	1/2	3,254
		50%	円

毎度お引立ていただきありがとうございます。

令和 7年 9月分料金につきまして、下部の「払込用紙」のとおりご請求申しあげます。  
お支払いの際は、裏面に掲載のお支払い窓口にご持参いただきますようお願い申しあげます。

おなまえ 阿部 卓也 様

ご請求金額	6509円
消費税等相当額(再掲)	591円

【ご請求金額の内訳】

ご使用期間 8月20日～ 9月17日 (日程15)

お客さま番号	契約容量	基本料金円 銭	電力量料金/従量料金円 銭	割引額円 銭	合計
契約種別		再エネ発電促進賦課金円			消費税等相当額(再掲)
		燃料費調整額(再掲)円 銭			ご使用量kWh/m3 記事
	A	192684	386640		6509円
従量電灯B	60	716			591円
		-21780			180
					円
					円
					円
					円

■ 前月以前の電気料金のご入金がお支払期日を超えた場合は、延滞利息(年利10%)が「精算額等」に記載されます。  
お支払いの際は、このミシン目より切り取りご持参ください。

支出証拠書 (自動車燃料代)

【10月分】<sup>10/8</sup>

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・阿部 卓也)

区分	前回給油(領収書貼付分) A	今回(直近の)給油 B	総走行距離 C=B-A
年月日	年 月 日	年 月 日	
走行距離	km	km	km

(経費項目別充当額)

経費項目	走行距離 (km)	積算方法※	充当額 (円)
事務費	1622	18 円 × 1622 km / km	29196

※単価による充当方式 : 単価 (円) × 走行距離 (km)  
 ※領収書による充当方式  
 ・積上げ方式 : 領収書金額 (円) × 走行距離 (km) / 総走行距離 (上記C) (km)  
 ・充当限度割合による案分 : 領収書金額 (円) × 充当限度割合

《支払証明》上記のとおり支払った (充当した) ことを証明します。 議員氏名 阿部 卓也

《領収書貼付枠》

案分の理由 全て政務調査に係るものにあり	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	29196 円	10 / 10 100 %	29196 円



支出証拠書

( 会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・阿部 卓也 )

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	新聞購読料		
年 月 日	令和7年10月1日~令和7年10月31日	金 額	4800 円

目 的	県政、社会情勢に関する情報収集
使 途	10月分日本経済新聞購読料
政務活動・ 県政との 関連性	県政等の情報を収集し、政策や質問の参考にする。

《領収書貼付枠》

支払区	登録No	順路	発証No
07 050	████████	3	3

2025年 10月

領 収 証

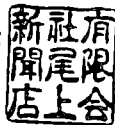
日分  
とびあ浜松農業  
鹿玉支店

阿部 卓也 様

住所 浜松市浜名区宮口 ██████████

銘 柄	部数	金 額	領 収 額
※日経新聞 単	1	4,800	¥4,800
※は軽減税率対象品目です			10% 0 ( 0 )
			8% 4,800 ( 358 )

浜松市中央区西ヶ崎町177-1  
有限会社 尾上新聞店  
TEL (053) 434-0724  
登録番号 T2-0804-0200-0431



毎度ご購入有難うございます。  
右記金額を領収しました。

集 金  
自動振替

案分の理由 全て政務活動費 にかかるとの事	領収書金額(a) 4800 円	案分率(b) 10 / 10 100%	政務活動費支出額(a×b) 4800 円
-----------------------------	--------------------	---------------------------	-------------------------

支出証拠書

( 会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・阿部 卓也 )

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費 <b>資料購入費</b> ・事務費・事務所費・人件費		
内容	参考書籍購入		
年月日	令和7年10月31日	～令和 年 月 日	金額 2640 円

目的	県政、社会情勢に関する情報収集や施策研究の参考図書を購入
使途	書籍購入
政務活動・ 県政との 関連性	県政、社会情勢に関する情報を収集し、議会等の質問や県施策研究の参考にする。

《領収書貼付枠》

「草地と日本人」 須賀文、岡本透、丑丸弥史 共著  
 半自然草地が生態系にとって重要なことを説いた一冊。  
 田園地帯を道管区と区分けし、土地利用施策を考案中  
 にも参考となる。

領 収 書  
 阿部卓也 様

領収日 2025年10月31日  
 領収書No. 0011241599  
 (伝票 No. 0011241599 )

¥ 2, 6 4 0 -

(内 (10%) 税抜 ¥2,400- 消費税 10% ¥240-)  
 (内 (8%) 税抜 ¥0- 消費税 8% ¥0-)  
 上記消費税 240円を含みます

注) Sは軽減税率 (8%) 適用商品  
 クレジットカード払いによる支払 ( ¥2,640- )  
 但し、書籍代

上記正に領収いたしました 抜者 XXXXXXXXXX  
 株式会社谷島屋浜松本店 053-457-4165  
 静岡県浜松市中央区砂山町6-1メイワン8階  
 登録番号 T9080401005490

案分の理由 全政務調査に 係りかゝる	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	2640 円	10 / 10 100 %	2640 円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・阿部 卓也)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・ <b>人件費</b>		
内容	事務職員給与(10月分)		
年月日	令和7年10月1日 ~ 令和7年10月31日	金額	48,400 円

目的	政務活動を補助する職員を雇用
使途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—

《領収書貼付枠》

給与支払明細書

令和7年10月分

氏名

給与	通勤手当	支給額合計	控除額			差引支給額
			所得税	雇用 保険料	控除額 合計	
円 48,400	円 0	円 48,400	円 0	円 0	円 0	円 48,400

44時間 × 1100円 = 48,400円

案分の理由 全て政務活動にかかる ものである。	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	48,400 円	10 / 10 100 %	48,400 円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・阿部 卓也 )

経費項目	調査研究費・研修費・ <del>聴取費</del> ・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県政報告 FM 放送番組料 (2025年10月分)		
年月日	令和7年10月1日～ 令和7年10月31日	金額	35,440円

目的	FM 放送を通しての県政報告
使途	県政報告 FM 放送番組料
政務活動・ 県政との 関連性	FM 放送を通しての県政報告 聴取率調査では、約4万人とのことであり県政の発信として有効


《領収書貼付枠》

番組料金 35,000円

振込手数料 440円

**キャッシュサービスご利用枠**

毎度ご利用いただきありがとうございます

 浜松いわた信用金庫

お取引日	07-11-14	取扱金庫(店舗)	振替(取扱通番)
お取引金額	¥35,000*		
お取引内容	振込		
手数料	¥440	返済	¥0
時刻	11:41	おつり	¥560*

浜松磐田信用金庫  
本店営業部  
ムスマツエフエムホウソウ(カ)様  
普通 6:08-4:30  
システムバンクイオンカード様  
05-3-682-1400

印紙税申告納  
付につき浜松西  
税務署承認済

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動に係る ものである。	35,440円	/	35,440円
		100%	

〒434-0004  
静岡県浜松市浜名区宮口460-6

# 請求書

2025年10月31日

No. [REDACTED]

静岡県議会議員 阿部卓也 様

## FM Haro!76.1

浜松エフエム放送株式会社

代表取締役社長 久田 耕一

〒430-0933

静岡県浜松市中央区鍛冶町100番地の1

ザザシティ浜松中央館4階

TEL:053-458-8600 FAX:053-458-8611

登録番号: T6080401004009

( [REDACTED] )

2025年10月度

期間 2025/10/01 ~ 2025/10/31



前回請求額	入金額	繰越額	売上額	消費税額等
35,000	35,000	0	31,818	3,182

今回請求額
¥35,000

費目	(税率)	請求金額	備考
番組料金	(10.0%)	31,818	【KENGI DE Night!】
小計		31,818	
消費税等 (10.0%)		3,182	
合計		¥35,000	

上記の通りご請求申し上げます。  
なお弊社の取引銀行は次の通りです。

浜松磐田信用金庫 本店営業部 普通No. 0698431  
三井住友銀行 浜松支店 普通No. 7024266  
※誠に勝手ではございますが、振込手数料は貴社ご負担にてお願い申し上げます。



支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・阿部 卓也 )

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・ <del>事務所費</del> ・人件費		
内容	事務所電気代 (2025年10月分)		
年月日	令和7年12月9日～	年月日	金額 2,985円

目的	—
使途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—

《領収書貼付枠》  
期間：2025年9月18日～2025年10月19日

支払い者  
阿部 卓也

ご利用明細票

お取扱日	店番	取扱番号
07-12-09		
取扱店		
払込口座		
払込金額	*5,970	料金 *0
振替受付票	振替受付票 払込みの証拠と なるものですか ら大切に保存し て下さい。 料金には、消費 税等が含まれて います。 (ゆうちょ銀行)	
入金額	*10,000	
おつり	*4,030	
ゆうちょでNISA始めませんか？ 詳しくはお近くの窓口へ！		

印紙税申告納  
付につき廻町  
税務署承認済

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
後援会活動と案分	5,970円	1/2	2,985円
		%	

